
令和9年度報告（令和8年度排出量実績）からの 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の変更点について

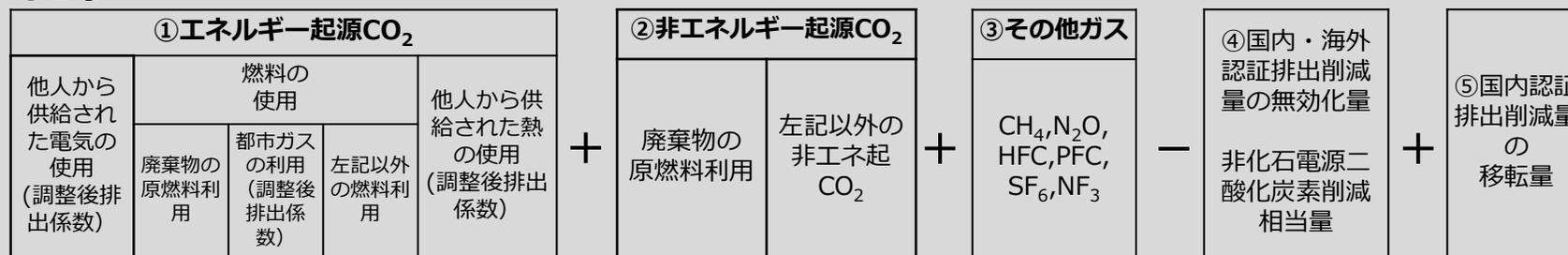
森林等炭素蓄積変化量等の算定・報告について

令和8年3月27日

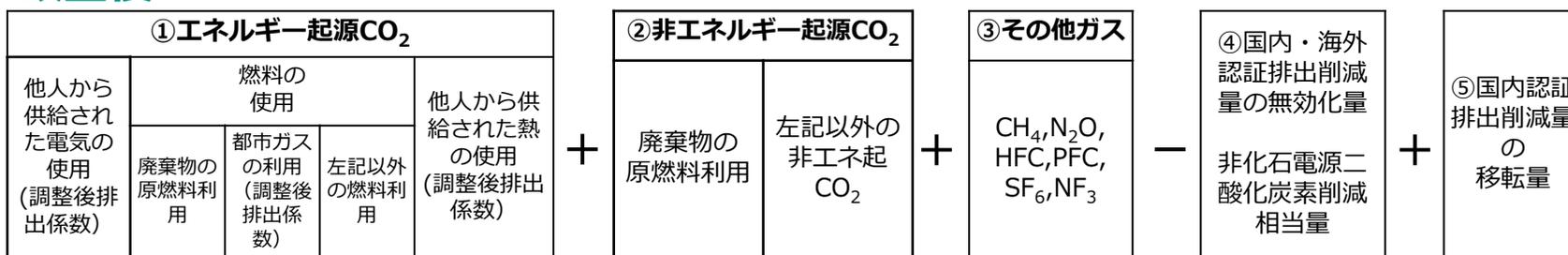
森林等炭素蓄積変化量等の算定・報告について

- 改正前のSHK制度では、調整後排出量として①から⑤を算定していましたが、改正後は特定事業所排出者において⑥森林等炭素蓄積変化量の算定・報告が可能になります。
なお、R8年度の活動実績から算定が可能となり、報告が可能となるのはR9年度以降となります。
- 森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定・報告に含めるかは任意ですが、一度報告した特定事業所排出者は報告初年度以降は毎年度、森林等炭素蓄積変化量の報告が必要となります。
- また、R9年度報告（R8年度実績の報告）から、自らが創出した森林吸収系J-クレジットを、国内認証排出削減量の無効化量として自らが報告する調整後排出量の調整に使用できるようになります。

従来



改正後



算定・報告が可能になる活動 -森林経営活動-

- 特定事業所排出者自らが所有する森林等について、当該森林の適切な経営管理による森林等炭素蓄積変化量を、調整後排出量の算定に用いることができます。これにより、特定事業所排出者が自らの森林経営活動による森林吸収量を定量化して示すことができるようになります。

【主なルール】

算定・報告が可能な者

- ・ 特定事業所排出者であって、自ら所有している森林について森林経営活動を行っている者
- ・ 他の特定事業所排出者が所有する森林について、中長期の受委託契約に基づいて管理（森林経営活動）を行っている者

算定・報告する森林の対象範囲

- ・ 算定範囲は、原則として自ら所有（管理）する森林の全て

- ※ 市町村単位で算定範囲を選定することが可能
- ※ J-クレジット制度でプロジェクト登録された森林については、認証対象期間中は森林等炭素蓄積変化量の算定範囲から除外する。

算定方法

森林等炭素蓄積変化量（森林、t-CO₂）の求め方

森林の蓄積の変化量 × 公表する係数 × 44/12

- ① 森林の蓄積の変化量の算定には、原則として都道府県が作成している森林簿の蓄積（成長量）の値を使用
- ② 森林の蓄積の増加量は、森林経営計画等が作成された森林のみで算定できる（報告時には森林経営計画等を添付する必要）
- ③ 伐採等による森林の蓄積の減少量も算定する必要
- ④ 土地の用途の変更（転用）を行う場合は、土壌における変化した炭素蓄積の量を別途算定する必要（算定方法の詳細はマニュアルをご参照ください。）
- ⑤ 報告した・された森林の譲渡による森林等炭素蓄積変化量を反映する必要
- ⑥ 変化した炭素蓄積の量の算定には、環境省・経産省・農水省が公表する係数を使用
- ⑦ 44/12は、炭素蓄積の量を二酸化炭素の量に換算する係数

（計算例）スギ林の蓄積が前年度から200m³増加した場合

森林の蓄積の変化量 × 公表する係数

$$200 \times (1.23 \times 1.25 \times 0.31 \times 0.51) \times 44/12 = 178 \text{ t-CO}_2$$

（地上部バイオマス量算出係数 × 地下部バイオマス量算出係数 × 密度 × 炭素含有率）

算定・報告が可能になる活動 -木材製品利用-

- 特定事業所排出者自らの木材利用による森林等炭素蓄積変化量を、調整後排出量の算定に用いることができます。これにより、木材を使った建築物等を新築等により取得した特定事業所排出者は、自らの木材利用による炭素貯蔵効果を定量化して示すことができるようになります。

【主なルール】

算定・報告が可能な者

- ・ 特定事業所排出者であって、木材を使用した建築物等（※1）を所有する者
- ※1 建築物その他の工作物又は家具その他の物品（消耗品を除く）

算定・報告が可能な建築物等

- ・ 新築等により自らが取得した、対象木材（※2）を使用した建築物等
- ※2 合法性が確認された国産材等（報告時には合法性を確認できる伝達情報等の添付が必要）

算定方法

森林等炭素蓄積変化量（木材、t-CO₂）の求め方
使用した対象木材の量×公表する係数×44/12

- ① 森林等炭素蓄積変化量を報告した建築物等は、報告者自ら台帳で管理する
- ② 建替えの場合は、解体した建築物等に使用されている木材の炭素蓄積の量を差し引いて報告する必要
- ③ 過年度に報告した建築物等を廃棄等した場合は、過年度に報告した当該木材に係る森林等炭素蓄積変化量を減じる必要
- ④ 報告した・された木材の譲渡による森林等炭素蓄積変化量を反映する必要
- ⑤ 炭素蓄積の量の算定には、環境省・経産省・農水省が公表する係数を使用
- ⑥ 44/12は、炭素蓄積の量を二酸化炭素の量に換算する係数

（計算例）

対象木材（スギ）200m³を使った建築物を新築した場合

$$\text{使用した対象木材の量} \times \text{公表する係数} \times 44/12 = 121 \text{ t-CO}_2$$

$200 \times (0.33 \times 0.5) \times 44/12 = 121 \text{ t-CO}_2$

（ 密度 × 炭素含有率 ）

報告様式の変更点（1/5）

- 様式第1第5表の9として、「森林等炭素蓄積変化量」を新設します。
- 森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後排出量を算定した場合に、算定した森林等炭素蓄積変化量（t-CO₂）を本表に記載する必要があります。

新設

第5表の9 森林等炭素蓄積変化量

種 別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
① 森林	t-CO ₂
② 木材	t-CO ₂
③ 合計	t-CO ₂

- 備考 1 本表の各欄には、次に掲げるそれぞれの二酸化炭素の合計量（単位：t-CO₂）を記載すること。
- ① 国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
 - ② 国内における建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
 - ③ ①と②の量の合計量
- 2 森林等炭素蓄積変化量の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。

- ① 森林経営活動による森林等炭素蓄積変化量
- ② 木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量
- ③ ①と②の合計量の記載欄を追加

報告様式の変更点（2/5）

- 様式第1第5表の10として、「森林等炭素蓄積変化量に関する情報」を新設します。
- 森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後排出量を算定する場合に、森林等炭素蓄積変化量の算定に必要な情報を本表に記載する必要があります。
- 詳細な記載方法については、マニュアルをご参照ください。

新設

第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報		
森林		所有森林の面積（合計）	ha
	森林の現況	所有森林のうち、全ての森林を算定する場合又は算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…①	ha
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方	
		①のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②	ha
		①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③	ha
		被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容	
		①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④	ha
		①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名	
		所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤	ha
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名		
	算定する森林の面積（①-②-③-④+⑤）	ha	
	算定する森林の所在する都道府県		

報告様式の変更点（3 / 5）

- 様式第1第5表の10として、「森林等炭素蓄積変化量に関する情報」を新設します。
- 森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後排出量を算定する場合に、森林等炭素蓄積変化量の算定に必要な情報を本表に記載する必要があります。
- 詳細な記載方法については、マニュアルをご参照ください。

新設

算定する森林のうち、計画の対象となる森林	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別		
	対象面積		ha
	代表的な樹種		
	主伐面積		ha
	主伐材積		m ³
	森林の蓄積	期首	m ³
		期末	m ³
	変化した森林の蓄積の量		m ³
	森林の蓄積の算定に使用したデータの別		
	変化した炭素蓄積の量		t-C
算定する森林のうち、計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積		ha
	主伐面積		ha
	主伐材積		m ³
	減少した森林の蓄積の量		m ³
	減少した炭素蓄積の量		t-C
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更（算定する森林の土地）	用途の変更内容		
	用途の変更年度		
	用途を変更した面積		ha
	変化した炭素蓄積の量（土地）		t-C
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積		ha
	減少した炭素蓄積の量		t-C
過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積		ha
	増加した炭素蓄積の量		t-C

報告様式の変更点（4/5）

- 様式第1第5表の10として、「森林等炭素蓄積変化量に関する情報」を新設します。
- 森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後排出量を算定する場合に、森林等炭素蓄積変化量の算定に必要な情報を本表に記載する必要があります。
- 詳細な記載方法については、マニュアルをご参照ください。

新設

木材	使用した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物（構造材）	m ³
			建築物その他の工作物（非構造材）	kg
			家具その他の物品	m ³
		代表的な樹種		
	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名			
	増加した炭素蓄積の量		t-C	
	廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物	m ³
			家具その他の物品	kg
減少した炭素蓄積の量		t-C		
被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量		m ³	
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容		kg	
過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別			
	減少した炭素蓄積の量		t-C	
過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別			
	増加した炭素蓄積の量		t-C	

過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物	件数	件
		炭素蓄積の量	t-C
	家具その他の物品	件数	件
		炭素蓄積の量	t-C

- 備考 1 所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合は、「所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方」の欄に、次に掲げる事項のいずれかを満たしていることを記載すること。
- (1) 市町村単位で、当該市町村の区域内の所有森林を全て選定していること（市町村名を記入すること）
 - (2) 除外した森林で主伐は予定されておらず、主伐が予定されている森林は全て選定していること
- 2 「①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた森林であって、算定から除外すると判断した森林の面積を記載すること。
- 3 「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」について、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を添付すること。また、合法性の確認又は証明を要する木材にあつては、合法性を確認又は証明できる伝達情報等の全部又は一部を添付すること。ただし、当該情報等の一部を添付する場合において、事業所管省庁から求めがあつた場合は残りの全部又は一部を提出すること。
- 4 「炭素蓄積の量」の報告単位はt-Cとすること。また、「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」の欄における「変化した炭素蓄積の量」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。
- 5 「森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更（算定する森林の土地）」の欄には、森林を算定する者が、森林以外の土地から森林への用途の変更又は森林から森林以外の土地への用途の変更があつた際に、「変化した炭素蓄積の量（土地）」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。「用途の変更年度」の欄には、用途の変更が完了した年度を記載すること。
- 6 「過年度に報告した森林のうち譲渡した森林」の欄には、自らが過年度に報告した森林のうち、他の者に譲渡した森林について記載すること。「過年度に報告された森林のうち譲渡された森林」の欄には、他の特定排出者により過年度に報告された森林のうち、自らに譲渡された森林について記載すること。
- 7 「対象木材使用量」の欄には、立方メートルで表した材積又はキログラムで表した重量を記載すること。
- 8 「被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた木材であつて、廃棄又は滅失した木材の算定から除外すると判断した木材について記載すること。
- 9 「過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材」の欄には、自らが過年度に使用した木材として報告した木材のうち、他の者に譲渡した木材について記載すること。「過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材」の欄には、他の特定排出者により過年度に使用した木材として報告された木材のうち、自らに譲渡された木材について記載すること。
- 10 「過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材」の欄には、過年度に報告した使用中の木材について毎年度報告を行うこと。

報告様式の変更点（5/5）

- 様式第2 5.(4)「温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報」として、
②「他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報」の記載欄を新設します。
- 他者の温室効果ガス吸収等に貢献する取組と吸収量に関する情報を任意で記載可能になります。

(4) 温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

- ① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

新設

- ② 他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報

詳細URL